

1. 外貨流動性リスク管理について

- 米国における利上げとバランスシート縮小や、欧州の資産買入額の縮小に伴い、外貨調達環境は厳しさを増している。
- 「実践と方針」でも掲げているが、今事務年度も引き続き、外貨流動性リスク管理の高度化と、リスク・リターンを意識した外貨バランスシートの運営に注視している。邦銀は国際的にも外貨の市場調達依存度が高いが、各行との対話の中では、円投をはじめとする短期市場調達から、調達の多様化を進める取組みが行われるとともに、収益性の低下を踏まえたバランスシート拡大の抑制運営を心がけられていると理解している。
- その一方で、中には引き続き市場性調達に依存してバランスシートの拡大を企図している金融機関もある。
- リーマンショック時の経験からは、売却資産の価格が理論価格と大きく乖離する、又は、売却そのものが困難となる市場流動性の枯渇や、個別金融機関の健全性に関わらず資金調達が困難となる流動性リスクの顕在化などの教訓が得られている。
- 当庁としては、円投をはじめとする市場性調達を一定程度利用する場合において、保有資産や市場流動性を十分考慮した上での調達計画となっているか、流動性ストレステストを通じてストレス時の資金流出シナリオや調達可能性等を十分考慮したリスク管理を行っているか、等について、各行と対話を深めていきたいと考えている。
- また、景気後退懸念とイールドカーブのフラット化が進む中で、海外投融资の収益環境は厳しくなっていると理解しており、各行においては、クレジットサイクルの転換を見据えた慎重な対応がとられることを期待している。

2. 投資用不動産向け融資に関する一斉検証について

- 投資用不動産向け融資については、当庁において10月下旬から横断的なアンケート調査を行い、融資審査・管理態勢、顧客保護等管理態勢等について確認させていただいている。現在多くの銀行から回答をいただいております、ご協力いただき感謝申し上げます。
- 今回の一斉検証の趣旨は、当局として実態把握を深めることもさることながら、各金融機関において自身のリスクや態勢の適切性を検証いただくことにある。各金融機関においては、融資に関する方針、取組姿勢を踏まえ、どのようなリスクがあり、そのリスクをどのように管理すべきかについて、ご検討いただきたい。
- 今後、アンケートにていただいた回答を踏まえ、一部の金融機関には取組状況・管理態勢をお伺いしたり、詳細な資料のご提出をお願いする可能性がある。引き続きご協力をお願いする。

3. コンプライアンス・リスク管理基本方針について

- 「コンプライアンス・リスク管理基本方針」を踏まえて、先進的な取組事例の実態把握を行っているところ。
- これまでに、3メガバンク及び外資系金融機関から取組事例をお伺いした。今後対象の金融機関を広げて、様々な取組事例についてお伺いしたいと考えており、引き続きご協力をお願いしたい。

4. 外国人材の銀行口座開設について

- 外国人材の受入れ拡大に向けた入国管理法の改正案が成立した。政府としては、今月中に、外国人材の受入れ・共生のための「総合的対応策」を取りまとめる予定と聞いている。
- 金融機関に対しては、これまで、FATF審査への対応等、リスクベース・アプローチによるマネロン・テロ資金対策の高度化を促してきたところだが、外国人材の受入れ拡大に向けて、公共インフラとしての生活口座の開設などについて環境整備を行うとともに、リスクに

応じた管理を期待している。

- 銀行においては、外国人顧客とのコミュニケーションの充実に向けて、現在、様々な言語に対応したコミュニケーションボードの導入や翻訳アプリの活用などに努めているものと承知している。また、口座開設についても、多くの銀行において、国内での勤務実態が確認できれば、国内在住の日本人と同様にキャッシュカードを使ったATMでの引出しや振込みが可能な、いわゆる居住者用の口座が開設できるなど、一定の利便性を確保しているものと承知している。
- 一方で、外国人顧客が来店した際の対応言語や銀行口座開設時の手続き、開設口座の利便性については、銀行間・支店間でバラツキがあるといった指摘もある。
- こうしたバラツキを解消し、新たな在留資格で受け入れる外国人材の利便性を制約することがないように、業界としての具体的な取組みを、現在、全銀協と議論しており、追って対応をお願いする予定である。引き続き協力をお願いする。

5. 顧客の事情に配慮した対応の徹底について

- 主要行等も含む金融機関の皆様におかれては、マネー・ローンダリング、振込み詐欺の防止や相続問題等の発生回避の観点から、預金の引き出しや解約、送金に際しては様々な手続きを行っている」と承知している。
- こうした取組みは今後も適切に行って頂く必要があるが、他方で、金融機関が顧客の事情に配慮せず、機械的な対応を行ったことで、御本人や御家族が必要な費用等を引き出しできず、不愉快な思いをさせられたとの声も聞かれる。一部の金融機関においては、不測の事態により顧客の意思確認ができない場合等を想定し、予め内部規定で客観的な基準を定め、預金の払戻や送金に応じているところもあると承知している。
- 主要行等の皆様におかれては、顧客の苦情や相談を踏まえ、予め想

定できる事態に真摯かつ柔軟に対応できるよう、手続きを明確化し、職員に周知や教育を行って頂きたい。

- また、手続きに規定された場合以外においても、顧客が抱える個々の事情を丁寧に聞き、杓子定規な対応により顧客に不愉快な想いをさせないように、顧客に配慮ある対応をお願いします。
- なお、今後高齢化の進展により、認知症患者が増加し、金融取引を巡る問題も増えてくると思う。こうした問題にどのように向き合っていくべきか、一緒に検討していきたい。

(以上)